

平成28年9月議会報告

質疑/問・答弁者	質疑/問 ・ 答 弁 要 旨
村上 直樹 議員	<p>在宅医療・訪問診療の普及について</p> <p>次に、在宅医療・訪問診療の普及についてお尋ねします。</p> <p>「住み慣れた自宅で逝きたい」と願っている人は、55歳以上の男女の半数に上るという内閣府の調査結果があります。しかし、自宅で最期を迎える「在宅死」の割合は、死亡者全体の約12%に留まり、しかもその割合はここ数年横ばいとなっているそうです。願望と実現に大きな差が生じている理由の一つは、自宅で医療を受ける在宅医療、訪問診療の体制が不十分であることです。</p> <p>団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、在宅医療で療養する高齢者が現在よりも30万人以上増えると予想され、超高齢化社会に続き多死社会が到来すると言われていています。このような状況では、医療機関だけでは高齢患者の受け入れに限界があるため、在宅医療、訪問診療の体制整備は喫緊の課題です。</p> <p>このため厚生労働省は本年7月、「全国在宅医療会議」を設置し、今後の普及策について議論を開始しました。また来年3月にかけて重点分野ごとに詳細の議論が行われる予定ですが、課題解決に向けた具体策が示されるよう期待しているところです。在宅医療の遅れが「在宅死」の少なさにも反映しているものと言えます。さらに訪問看護サービスも在宅医療では重要な役割を担っていますが、十分に普及している状況とは言えません。</p> <p>医療や介護にかかわる財源や人材不足、ひとり暮らしの高齢者や老々介護、認知症など、高齢者を取り巻くさまざまな状況への対応は、本市としても重要な課題です。在宅での医療、介護、生活支援を充実させ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムをしっかりと機能させていかなければならないと思います。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>1点目に、市民の皆さんがこれからも安心して暮らせるよう、患者や家族に寄り添った医療・介護を提供していくことが必要と考えます。そこで地域包括ケアシステムの構築に向け、本市が果たすべき役割をどのようにお考えなのか見解をお伺いします。</p> <p>2点目に、さらなる高齢化が見込まれる本市の状況を考えると、自宅で医療を受ける在宅医療、訪問診療の体制が不十分となることが予想されます。また、在宅医療、訪問診療を利用する際、家族への心情</p>

平成28年9月議会報告

質疑/問・答弁者	質疑/問 ・ 答 弁 要 旨
<p>村上 直樹 議員 (つづき)</p> <p>市長</p>	<p>的な配慮も必要です。超高齢化社会を迎えるに当たり、重みが増してきている在宅医療、訪問診療の普及においても、自宅での「みとり」に対する家族の不安解消という視点も不可欠であると考えます。そこで、現在、本市として、在宅医療、訪問診療に関する相談支援をどのように行っているのかお伺いします。また、在宅医療や訪問診療の活用促進のため、制度内容を広く周知すべきと考えますが見解をお伺いします。</p> <p>次に、在宅医療・訪問診療の普及について、本市の果たすべき役割、そしてまた制度の周知についてご提案をいただきました。</p> <p>病気や要介護状態になっても、本人が希望すれば、住み慣れた地域で生活続けることができる社会を実現する上で、在宅での生活を医療の面から支える在宅医療の充実は、不可欠な要素であります。</p> <p>現在、本市には、24時間体制で連絡対応や往診を行う「在宅療養支援診療所」の届け出を行っている診療所が約200箇所あります。全国平均を大幅に上回っている状況ですが、多くの診療所が医師一人体制で運営されているため、実際に24時間体制で取り組んでいる診療所は、まだ多くはありません。在宅医療の利用者数については、全国平均よりも低い状況となっております。</p> <p>在宅での療養生活を継続する上では、退院時における病院と地域の医療・介護関係者間の情報共有や、主治医を中心とした、訪問看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の専門職の連携によるチーム対応といった、在宅医療と介護が一体となり、様々な療養生活の場面でサービスが切れ目なく提供される体制確立が求められます。</p> <p>こうした在宅療養を支援する体制をつくるため、在宅医療・介護に関して現状把握と課題の抽出を行い、解決策を導き出すことが現段階での本市が果たすべき役割と考えており、本年度から新たに、「在宅医療・介護連携推進に関する会議」を開催し、地域の医療・介護関係者と協同して取り組んでいくことにしております。</p> <p>また、在宅医療の普及を進めるためには、市民が利用しやすい環境づくりが重要となることから、在宅医療や在宅での「みとり」について相談しやすい身近な相談窓口が必要となります。</p> <p>かかりつけ医がいる場合は、まずはその医師に相談していただくことが肝要ですが、それ以外の場合でも、地域包括支援センターや、介護保険のケアマネジャーなどが相談先として対応しています。</p>

平成28年9月議会報告

質疑/問・答弁者	質疑/問 ・ 答 弁 要 旨
<p>市長 (つづき)</p>	<p>そうした医療・介護関係者の活動を後方から支援するため、在宅医療に関する専門的相談に対応する、「在宅医療・介護連携支援センター」の整備を昨年度から進めており、今年の4月からは、市内5箇所の地区医師会に拡充し、7月までに230件の相談を受け付けております。</p> <p>具体的には、患者の病状に対応できる訪問診療医の確保に関する調整や、在宅患者の容態が悪化した際の一時入院先に関する調整、また退院して自宅に戻った後に訪問看護などの居宅サービスの導入が必要となる場合の助言などの相談支援を行っております。関係者間の円滑な連携とサービス提供に繋げるよう努めております。</p> <p>一方、在宅医療の利用を促進するには、市民に向けた「情報の見える化」と啓発が重要となります。このため地域情報ポータルサイト「ジモッティ」を活用した在宅医療に取り組む医療機関や薬局の情報の公開、また在宅医療・介護推進に関するシンポジウムの開催、また住民を対象とした地域単位の普及啓発講演会の開催などに取り組んでおります。本年度は在宅医療に関する制度、サービスやその利用方法を掲載した冊子を新たに作成する予定であります。</p> <p>本市としましては、今後も医師会などの関係団体と、積極的な連携を図り、市民が利用しやすい在宅医療環境の整備に向けて取り組みを進めてまいります。</p>